

2. 国庫・国債事務の取扱い

(1) 国庫金の取扱い

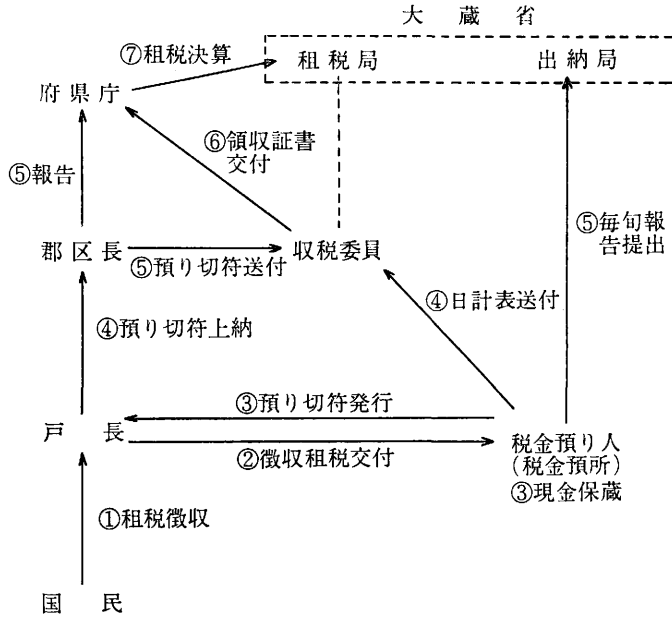
本行創立前の国庫金出納⁽¹⁾

明治維新後の急速な統一国家形成過程において、全国の租税を敏速・確実に中央に集中・保管するとともに、これを再配分することのできる統一的な国庫制度の確立は、新政府にとって重要な課題であったことはいうまでもない。この課題を達成するためには、行政組織、予算・会計制度、通貨・金融制度、交通・通信機関等さまざまな前提条件の整備を必要としたが、それらと並行して、①府県の財政を規制・統一して国庫の収入とする余地を作り出す、②各省・各府県の出納機関としての旧為替方を排除して、近代的金融機関に出納事務を移す、という二つの方法を中心にして国庫制度の統一が進められた。

国庫金出納事務の為替方から近代的金融機関への移管過程の概要を述べると、明治8年(1875年)10月末、大蔵省は官金取扱いを直接掌握する方針を採り、翌9年2月に、租税等の受入れと官金の支払いに任ずる現金納払局(10年2月3日、現金納払掛に取扱い事務を引継ぎ)を出納寮(10年1月11日の官制改正により出納局となる)内に設ける一方、10年末以降、各地に現金出納機関として大蔵省直轄金庫を配置した。これにより国庫制度の統一は緒につくことになったが、11年7月の郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則および府県官制の制定によって、地方行政系統が府知事県令―郡区長―町村戸長の形に整理されたのに伴い、郡区長と戸長に徴税事務を取り扱わせることにし、それまで金庫の実務を担当してきた府県為替方を国税徴収事務から排除した。

明治11年12月28日の大蔵省達乙第72号「国税金領収順序」によると、大蔵省出納局の管理する税金預所が各府県の要地に設けられ、適当な銀行・個人を税金預り人に任命して預所に置き、従来府県為替方が扱っていた事務のうち税金に関するものをすべて取り扱わせることになっていた。また、租税局の官吏から成る収

税委員が各地に派遣され、現金を直接収入することとされていたが、郡区長、戸長とこれら機関との関係は大要以下のように図示できよう。



その後、明治12年5月7日に、租税以外の収入金・返納金・要返還経費剰余金等も税金預り人に取り扱わせることにしたのに伴い、名称と実体とが合わなくなったので、同月29日、税金預り人を大蔵省為替方と改称した。これにより国庫金出納の体制はほぼ整ったが、大蔵省為替方は出納局の管轄に属したのに対し、その保蔵する預り金は租税局に属する収税委員が管理していたため、同預り金の受払いおよびその運用面で多かれ少なかれ支障を免れなかった。

このため、明治13年11月27日に「大蔵省為替方条例」が制定され（翌14年1月から実施）、租税事務は出納局の専管とし、収税委員の権限を縮小して国庫事務の統一・財政収支の敏速化を図ることになった。すなわち、各地の銀行の中から大蔵省為替方を命じ、同為替方に税金その他の受入れだけでなく、地方における中央官庁所属の現金支払いと国庫の収入事務をつかさどらせるとともに、為替方は出納局に専管させることにした。こうして、大蔵省為替方は地方における国庫金出納機関としての実を備えるに至ったが、14年5月に仙台・長崎の出納局出張所が廃止され、この地方にも大蔵省為替方が設置されたので、大蔵省出納局が直

接現金の出納を取り扱うのは東京・大阪地方のみとなり、その他の地方はすべて為替方が管掌することになった。

国庫金取扱命令書

上述のように、本行開業時には、国庫金の取扱いはその収納・支払いとも、大蔵省為替方を命じられた各地の銀行がこれに当たっていた。しかし、明治15年10月に中央銀行である本行が開業の運びとなったので、その創立趣旨にかんがみ、政府は本行に国庫金の取扱いを命ずるに至った。

明治16年1月27日、大蔵卿は本行に対し、「国庫金為替方之義以来漸次其行へ取扱可申付条為心得此旨相達」するとともに、「現今為替方相勤居候各銀行満期ニ至り候ハバ、漸次其行へ取扱方可相命ニ付、其心得ヲ以テ右取扱順序等兼テ伺出候様可致事」を命じた。⁽²⁾ 次いで4月27日、日本銀行条例第13条に基づき、大蔵卿より「国庫金取扱命令書」が下付された。その要点は次のとおりである。⁽³⁾

- イ、日本銀行は国庫金を取り扱うため本店に国庫局を置き、支店に国庫課を設け、事務を判然と区別して本業と混同させないようにする。
- ロ、日本銀行は国庫金取扱規程を定め大蔵卿の許可を受ける。
- ハ、日本銀行は各地の国立銀行・私立銀行を国庫金受払いの代理店とすることができる。
- ニ、国庫局長は大蔵卿が特に選定する理事に命じ、局長補は大蔵卿が選命する。
- ホ、日本銀行本支店および代理店はその取り扱う国庫金を運用してはならない。
- ヘ、国庫金の取扱いは明治16年7月1日から実施する。

国庫局の設置、国庫局長・局長補の任命方法および国庫金の運用禁止に関するこの命令書の内容は、「他日中央銀行事務整頓の時に至らば、政府は先づ国庫出納条例を制し、銀行内に別に国庫部を置き官金出納の事務を掌らしめ、而して其事務を取扱う役員の若きも大蔵卿の特選を以て之を任命し、明かに国庫の事務と銀行一般の事務とを判別して互に相混淆せざらんことを務め」という「日本銀行創立旨趣ノ説明」⁽⁴⁾の方針にそったものであったことはいうまでもない。

国庫金取扱命令書の下付に続いて、5月4日、各地方において租税その他国庫

収納金を取り扱う場合に遵守すべき「国庫納金取扱順序」が達せられた⁽⁵⁾。38か条から成るこの取扱順序は、国庫に収納すべき租税等を預かり、大蔵省出納局長の令達によって出納局へ送納し、あるいは他に払出をなす場合の取扱手続・勘定処理方法を定めたものであった。したがって、本行が命じられた国庫金の取扱いは、租税をはじめ国庫に入る現金を収納し、これを大蔵省に送付するか、その他に払渡しをするにとどまり、支払い事務は大蔵省出納局がなお直轄していたことは注意すべきであろう。

国庫局の設置

本行は上記国庫金取扱命令書に基づき本店に国庫局を置く件につき、16年4月30日、大蔵卿に稟申し、5月5日にその許可を得たが、本行内部における「局順は各局の首位に列する義と心得べき旨指令」された⁽⁶⁾。翌6日、本行は本店に国庫局を設置するとともに、本店・大阪支店の国庫金取扱規程ならびに本支店・代理店の国庫納金取扱規程を定め、同月29日、これらの規程につき大蔵卿の許可を得た。ただし、国庫金取扱規程を若干修正し、仮規程と称するよう指示された。

本店国庫金取扱仮規程は29か条から成り、国庫金事務を処理するため国庫局を置き、局を分けて常務課（総務関係）・掌金課（国庫金の出納・保蔵金庫の管理）・掌計課（国庫金受払いの総括計算）・支務課（大蔵省の定める取扱順序に基づく一部国庫金の受払い）の4課とし、その事務分掌を定めるなど、国庫事務の大綱を規定したものであった。一方、15か条から成る大阪支店国庫金取扱仮規程も、大阪支店に国庫課を置き、同課を掌金・掌計・支務の3係に分け、その事務分掌などを定めたものであったが、同店国庫課は6月28日に設置された⁽⁷⁾。

国庫金取扱所の設置

前記の国庫納金取扱順序第2条は、「大蔵省ハ地方ノ納金区域及ヒ取扱所設置ノ場所ヲ定メテ之ヲ達スヘシ」と規定していたが、16年5月28日に大蔵卿は、同年7月1日、8月1日および9月1日から実施すべき取扱所の位置と取扱区域を本行に達した。これによると国庫金取扱所数は合計28にとどまった（6月14日に

2か所追加)が、便宜設置することとされていた取扱所付属の出張所の位置についても6月2日に達しがあり、その数は44か所に及んだ(6月19日に2か所追加)。

16年6月9日、本行は大蔵卿より通達された国庫納金取扱順序を各地の国庫金取扱所に通知したのに続いて、同月12日の大蔵省出納局長の通達に基づき、16日、大蔵省為替方から現金・帳簿等を引き継ぐ際の手続きを各国庫金取扱所に通知した。一方、大蔵省は6月15日付大蔵省達第38号により、各府県に対し「日本銀行へ国庫金取扱ヲ命シ漸次各地へ国庫金取扱所ヲ設置セシメ」る旨を通達し、大蔵省為替方を廃止する方針を明らかにした。もっとも、各庁経費の支払い事務については、6月19日、金銭取扱方および現金取扱方を置き、旧為替方をもってこれに充てることとした点は見落としてはなるまい。

この間、本行は国庫金取扱命令書第3条「代理約条取扱規程ハ日本銀行ニ於テ之ヲ定メ大蔵卿ノ許可ヲ請クヘシ」に基づき、国庫金受払いの代理をさせる国立銀行・私立銀行と締結する代理約定案を作成し、5月29日、一部修正の指示とともに大蔵卿の許可を得、6月28日、代理銀行(代理店)と国庫金取扱所事務代理約定を取り交わした。代理店となった銀行はおおむね大蔵省為替方を命じられていたものであったが、国庫金の取扱いを開始した16年7月1日現在の代理約定店は28か所を数えた。その内訳は三井銀行9か所、第一国立銀行5か所、安田銀行・川崎銀行各3か所、第五国立銀行・第三十二国立銀行各2か所、第三十四国立銀行・第百十四国立銀行・第百三十三国立銀行・中井銀行各1か所⁽⁸⁾であった。

以上のようにして国庫金収納事務の取扱いが開始されたが、国庫金取扱所事務代理約定によれば、代理店は次のような厳しい規制を受けた。

- イ、代理事務は判然区別して取り扱い、銀行本来の業務と混同してはならない。
- ロ、代理約定により官庁・国民から受け入れた国庫金は、すべて日本銀行からの預り金として扱い、国庫預り金の科目を設けて計理しなければならない。
- ハ、上記預り金の運用は禁止する(収納した現金をそのまま保管する)。
- ニ、日本銀行の定める保証品の種類・価格・金額に従い、代理事務取扱いに対する保証品を日本銀行に預け置くこととする。

このため、それまで大蔵省為替方として官公預金を取り扱い、同預金を銀行本

来の業務に利用していた市中銀行はそのメリットを失うことになった。たとえば『三井銀行八十年史』は次のように述べている。⁽⁹⁾「松方の幣制改革の進行に伴う急激な反動は、多額の滞貸金を生ぜずにはいなかった」が、そのような状況のもとで「日本銀行の創立を迎え、官金取扱の停止と預り金の還納を命ぜられたのであるから、当行が深刻な苦悩に沈まざるを得なかったのは、むしろ当然のことであった」。このため「官金取扱返上期限の延長、取付け時の救済等を嘆願し」たのである、と。

国庫金取扱い事務の本行への集中は、このように為替方であった市中銀行の経

表 2-1 国庫金取扱所受払高

(単位：千円)

明治 年/期	収入高	上納高	残高
16/下	16,550	12,427	4,122
17/上	25,455	28,632	945
下	51,489	41,786	10,648
18/上	38,646	46,573	2,721
下	36,395	28,289	10,827
19/上	41,958	45,929	6,886
下	42,115	36,537	12,464
20/上	24,480	36,943	1
下	40	41	0

(注) 明治19年4月1日制度改正により、仮預金の残高3万円が含まれる。

(出所) 明治18年上期までは日本銀行「半季実際報告書」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻、大蔵省印刷局、昭和31年、所収)、同年下期からは日本銀行保有資料『半季報告材料書類』。

営に打撃を与えただけでなく、収納国庫金の運用禁止により国庫金の流れが民間資金の流れから分離されたため、金融上さまざまな形でひずみをもたらした。たとえば国庫金の対民間収支が季節的に引揚げ超過となった場合、その超過額だけ民間の流通通貨は減少し、民間金融は引き締まることになるが、引き揚げられた通貨は国庫金としてそのまま別保管され、現在の国庫預金制度のもとにおけるよ

うに、自動的に本行に対する政府預金として本行に還流するわけではないので、もしその際本行の銀行券発行余力が乏しければ(保証発行限度に余裕がなければ)、本行は対民間貸出の増加によって前記民間金融の引締まりを緩和するという、中央銀行としては当然の金融調節を円滑に実施できないことになる。そうした欠陥を是正するためある程度の措置が講ぜられた(明治18年2月3日の仮預金取扱手続の制定など)⁽¹⁰⁾が、明治17年9月1日から実施された本行の政府当座預金取扱もその一つといえよう。すなわち、各地国庫金取扱所からの大蔵省あて送納金を本行は手形をもって同省出納局に納付し、出納局はこの手形をもって本行

に当座預金をなし（差し当たり本店に対しては100万円、大阪支店に対しては50万円を極度とする）、大蔵省は必要の都度小切手をもって引出しを行うことになったが、この措置によってこの政府当座預金相当額の国庫金だけは、本行運転資金として活用することができるようになった。しかしこの極度を上回る国庫金残高については依然上記のような問題が存在したことに変わりはない。

海関税の取扱い

各地税関の収税金（海関税）は従来為替方がこれを取り扱ってきたが、明治17年1月10日、大蔵卿は本行に対して「国庫納金海関税取扱順序」を通達し、日本銀行は大蔵省の指示する場所に関税部国庫金取扱所を設置するとともに、取扱人を税関に派遣して各海関税を取り扱うよう命じた。同日、大蔵卿は巖原（長崎県対馬）・赤間関・福岡の3か所に関税部国庫金取扱所を置き、2月1日から取扱いを開始すべき旨を令達した。

上記国庫納金海関税取扱順序は先の国庫納金取扱順序に若干の修正を加えたものであったが、本行も国庫金取扱所納金取扱仮規程を基にして「国庫金取扱所納金海関税取扱仮規程」を作成し、17年1月24日に、海関税取扱いに関する代理約定案および代理店名と一緒に大蔵卿の許可を得た。代理店との約定締結がいつ行われたかは明らかでないが、大蔵卿の指定した巖原・赤間関・福岡の関税部国庫金取扱所は2月1日からその取扱い事務を開始した。その後、4月2日に横浜・大阪・神戸・長崎・函館・新潟・口ノ津（長崎県）・唐津の8か所にも増設を命じられ、これらの取扱所も7月1日からその事務を開始した（唐津の関税部国庫金取扱所は9月30日に廃止）。以上11の海関税取扱い代理店銀行は三井（5か所）・横浜正金（2か所）・第四国立・第十八国立・第五十八国立・伊万里（各1か所）の各銀行であった。

ちなみに、明治19年末における国庫金取扱所数は114、同付属出張所数は434に及んだが、税関国庫金取扱所数は10にとどまった。国庫金取扱代理約定を2銀行で連帯して締結したのもあったので、代理店数としては116行を数えたが、そのうち複数の取扱所につき約定を結んだ銀行は下記のとおりである。一方、関

税国庫金取扱代理店は先に掲げた諸銀行から、第五十八国立銀行と伊万里銀行が消え、第十七国立銀行が新たに加わったほかは変化がなかった。

	か所		か所
三井銀行	18	第十八国立銀行	2
第一国立銀行	8	第六十六国立銀行	2
川崎銀行	5	第八十二国立銀行	2
安田銀行	4	第一百国立銀行	2
第二国立銀行	3	第百三十四国立銀行	2
第五国立銀行	3	田中銀行	2
第十二国立銀行	3	久次米銀行	2
		計	58

郵便為替過超金の受入れ

郵便為替の制度は明治8年1月2日に始まるが、郵便局における同為替の受払いに伴って生ずる為替過超金（常備すべき一定額の運転資金残高を超える為替資金）は、本行開業のころには、郵便局または県庁等に送付するか、大蔵省出納局預け金に振り替えられていた⁽¹¹⁾。

明治17年に入り、1月26日の大蔵省・農商務省達第5号により、3月1日から、出納局預け金への振替えに代えて、郵便為替過超金は国庫金取扱所または大蔵省為替方に預入することになった。その理由は明らかでないが、1月29日、大蔵省出納局長から本行に対し郵便為替過超金の各地国庫金取扱所に対する預入順序が示達されたので、2月5日、本行はこれを各国庫金取扱所に通達し、3月1日からその取扱いを開始した。

預金局預金の取扱い

明治17年に入ったころ、大蔵卿松方正義は「郵便局貯金の運用及各官庁の規定に依る官吏並に雇員の積金、官立工場等に於ける職員の積金及社寺其他の積立金を大蔵省に預かり、以て郵便局貯金と相并して我国貯金制度の完成を期せんと

2. 国庫・国債事務の取扱い

し、省中に貯金取調掛を置き其方法を講究した⁽¹²⁾。その結果、17年5月26日に「大蔵省中貯金局設置並貯金規則御制定ノ儀上申」が太政官に提出された⁽¹³⁾。この建議は太政官の採択するところとなり、18年5月30日、太政官布告第13号「預金規則」が布告され次のように定められた。

イ、大蔵省内に預金局を置き、①駅逓局貯金、②各官庁の規定に基づく積立金、③社寺・教会・会社その他共有にかかる積立金で特に請願によるもの、を預かり保管利殖する。

ロ、預り金の運用は日本銀行に取り扱わせる。

ハ、大蔵卿は便宜の地を選んで預金局出張所を設置し、あるいは国庫金取扱所に預り金の受渡しをさせる。

6月6日、大蔵卿は本行に対し、国庫金取扱命令書の趣旨に基づき、国庫金取扱所（税関国庫金取扱所を除く）において「預金規則」第1条第2項・第3項の積立金（上記イの②、③）の受渡しを取り扱わせるので、「預金受渡事務順序⁽¹⁴⁾」により執行すべきことを達した。6月8日、預金局預金の受渡しに当たり預金規則とともに遵守すべき預金取扱手続が定められた（大蔵省告示第88号）。また同月16日、本行に対し「預金規則第6条ニ拠り預金局預り金運用ノ取扱ヲ命」ずる大蔵卿の令達があり、①公債・政府発行の手形・地金銀を抵当とする国立銀行その他に対する貸付（預金局の承認を要する）、②出納局に対する貸出、③公債・大蔵省証券の買入れ、④日本銀行に対する定期預金・当座預金、への運用が認められた⁽¹⁵⁾。

次いで6月25日、国庫金取扱所における預金局預金の受渡しは9月1日から実施すべきことが達せられた。本行は、7月3日、預金局預金の取扱い開始に伴う国庫金取扱所規程の条項追加につき大蔵卿の認可を得、同月15日以降、この追加規程と国庫金取扱事務代理約定の追加を各代理約定店に送付した。その後、国庫金取扱所を経て預金局に預入される官庁預り金のうち即時払いを要するもの（たとえば職員の退職に伴う積立金の返還）のため、取扱所に対しあらかじめ払戻基金を交付しておくことになり、8月29日、大蔵卿から預金受渡事務順序付録「預金払戻基金取扱」とともにその旨本行に令達があったので、9月16日、本行はこ

れを各国庫金取扱所に通知した。

こうして18年7月1日（東京以外は同年9月1日）から始まった預金局預金取扱高は表2-2のとおりである。

表 2-2 預金局預り金受払高 (単位：千円)

明治年/期	受入高	払出高	残高	預金局貸付金残高
18/下	492	488	4	11,404
19/上	3,226	3,210	20	14,894
下	3,409	3,375	55	14,929
20/上	2,112	2,133	34	13,746
下	1,944	1,958	20	8,158

(出所) 日本銀行「半季実際報告書」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻所収)。

現金支払所の設置

以上のように、明治16年7月1日から業務を開始した収納機関としての国庫金取扱所は、次第にその取扱い範囲を拡大していったが、国庫金の支払事務は、国庫金取扱所とほぼ同じ時期に設置された現金取扱方がこれを取り扱っていた。この取扱方に任じられたのは、有力な国立銀行・私立銀行のほか地方銀行とわずかながらも個人(富商・富農)であった。しかし、明治18年6月6日、横浜・神戸・長崎・函館・新潟の5港については現金取扱方を廃して現金支払所が設置され、各地税関の経費および経費外の現金を取り扱うことになったのに続いて、翌19年3月15日、これら5港以外の地においても現金取扱方に代えて、19年度から大蔵省金庫局の統轄する現金支払所が設けられることになった。

このようにして、本行はそれまで国庫金支払い事務には関与するに至らなかったが、明治19年7月6日、大蔵大臣(明治18年12月22日、大蔵卿を大蔵大臣と改称)から、呉現金支払所と佐世保現金支払所を設置し、国庫金取扱命令書の趣旨により呉・佐世保の各海軍区鎮守府経費の支払い事務を取り扱わせるので、現金支払所事務順序に従って事務を執行するよう達せられた。これは、明治15年7月の京城の変を契機とする、わが国の軍備拡張方針に基づく海軍の拡充整備の一環として、19年4月26日に海軍条例と鎮守府官制が公布され⁽¹⁶⁾、呉に第2海軍区鎮守府が、佐世保に第3海軍区鎮守府が設けられることになったのに伴って取られた

措置であった。

呉・佐世保両現金支払所事務の取扱いを命じられた本行は、現金支払所規程を作成して19年8月5日に大蔵大臣の許可を得た後、呉は三井銀行に、佐世保は第十八国立銀行に該事務取扱いの代理を委託することにし、8月7日、両行に対し9月1日以降現金支払所事務を執行するよう通達した。わずか2か所の現金支払所とはいえ本行はその取扱いをすることになったわけであるが、「是実に本行が国庫金仕払事務を取扱ふに至りたる嚆矢」⁽¹⁷⁾であった。その後、19年11月6日に静岡県下江尻駅に江尻現金支払所の設置を命じられた（第三十五国立銀行に委託）のに続いて、11月18日には金沢現金支払所における事務取扱いを命じられた（第一国立銀行に委託）が、国庫金の収納・支払い事務一本化の機は熟しつつあった。

国庫金出納所の設置

これまで述べたように、国庫の歳入は国庫金取扱所が、歳出は現金支払所がそれぞれ取り扱うことになってきたが、歳入・歳出の取扱機関が全く分離されていたため、急に歳入金をもって歳出金に充てようとしても、国庫金取扱所から現金支払所への資金移転に多少の日数を要しただけでなく、遠隔地間の移転には現金運搬費を必要とした。このため、国庫金の運用に渋滞を生じ、一時借入金あるいは大蔵省証券の発行に依存せざるをえないこともあった。⁽¹⁸⁾

このような事態にかんがみ政府は国庫金取扱い組織改正の必要を認め、明治19年7月10日、大蔵大臣は、①各地方歳入・歳出金の取扱いを一本化して日本銀行に扱わせる、②歳入・歳出金取扱いのため各府県に日本銀行支店・出張所もしくは代理店を設置する、などの案につき本行の意見を諮問した。8月27日、本行は大蔵大臣に対し、①国庫歳入歳出金出納事務を取り扱うため、本行は各府県に支店を設け、府県下郡区内の枢要地には出張所または代理店を置き、収納・支払いの事務を合して整理する、②国庫金出納事務管区を全国・府県・郡町村の3段階に分ける、などを骨子とする答申（「国庫金取扱方見込書」）⁽¹⁹⁾を提出した。

翌20年1月22日、大蔵省は、同省金庫局は専ら中央金庫の出納をつかさどり、その他の出納事務はあげて日本銀行にゆだねることを内閣に請議し、2月2日、

内閣はこれを可決した。翌3日、大蔵大臣は本行に対し、①明治20年4月1日より各地に「国庫金出納所」を設置し、歳入・歳出および雑部金(各庁預り金、預金局預り金、郵便為替過超金など歳入・歳出に属しないもの)の出納事務を「国庫金出納所事務順序」に基づき取り扱うこと、②国庫金取扱所および現金支払所の事務は20年3月31日をもって国庫金出納所に引き継ぐこと、を令達した。

これにより、全国98の国庫金出納所と466に及ぶ出納支所が設けられ、同出納所の事務は本行が取り扱うことになった。直接の国庫金出納事務は代理店が取り扱い、本行本支店は単に出納所の指導監督ならびに送納金事務に当たるにすぎなかったことは、国庫金取扱所の時とほぼ同じであったが、従来収納・支払い事務を別々に扱っていたのがこの改正によって一本化され、国庫金の出納・保管を統一する制度の素地ができたといえよう。

ちなみに、20年3月24日、官報と新聞7紙に、本行および代理店において4月1日から歳入金・歳出金・雑部金の出納ならびに損傷政府紙幣・天保通宝の交換、預金局預り金の受払いなど国庫金出納所事務を取り扱う旨が広告された。こうして国庫金出納所がその事務を開始した日の翌4月2日、大蔵大臣は本行に「国庫局長ハ理事ノ内ヨリ大蔵大臣ノ特撰ヲ以テ命スルモノトス、其以下国庫局ニ従事スル行員ハ総裁之ヲ撰命シ、而シテ局長補課長及ヒ係長ハ其姓名ヲ大蔵大臣ヘ届出、且代理店ニ於テ国庫金ヲ取扱ハシムル役員モ同様届出ツヘ」きことを達するとともに、「国庫局ハ各局ノ首位ニ列スヘキヲ自今文書局ノ次ニ列スヘキ」旨を指示した。⁽²⁰⁾ 基本的には政府がなお自ら国庫金の出納・保管を行うことになっていたものの、その事務は本行に委託する形を取るようになった一つの表われといえよう。

委託金庫制度の確立

以上のようにして国庫制度の統一はかなり進展したが、東京では大蔵省金庫局が、大阪では同局出張所が主な出納事務を取り扱っていたので、国庫金の取扱いはずべて国庫金出納所に統一されたわけではなかった。一方、国庫金出納の根拠となる会計法規も時に臨み機に応じて制定されたものであったため「煩雑粗漏た

るを免れず⁽²¹⁾」、その整備が緊急の課題とされていた。政府が明治19年末に会計法取調委員を命じ、それまでの会計法を基礎とし、広く欧米諸国の会計法規を参酌して新たに会計法案を起草させたのは、そのためであった。

明治22年2月11日の大日本帝国憲法発布は会計法改革の好機となった。この憲法により、租税法定・予算協賛など財政民主主義の原則が一応確立されるとともに、租税の徴収・予算の調整・決算の検査等およそ会計に関する大綱が明示されたのに伴い、憲法発布と同じ2月11日に法律第4号「会計法」が公布された（23年4月1日施行）。11章33条から成るこの会計法は、「我国会計制度の上に一新紀元を画せるものにして実に一国理財の重典たり」といわれているが、同法に掲げられた会計の原則にのっとり細則を定めた勅令第60号「会計規則」が5月1日に公布され、12月12日には勅令第126号「金庫規則」が定められた（いずれも23年4月1日施行）。

会計法を基軸とする会計制度の大改正により国庫金の取扱いも一変した。従来の国庫金出納所を廃止して「金庫」を置き（東京に中央金庫、各府県ならびに北海道の要地に本金庫、大蔵大臣の必要と認める場所に支金庫）、国庫の保管出納する現金の取扱いはすべて金庫に管掌させる。そして、金庫の事務は本行が管理し、現金の保管出納に関する一切の責任を負い、各地に散在する本金庫と支金庫の事務は本行支店または代理店が取り扱う。本行総裁は金庫出納役としてすべての金庫事務を統轄し、各地の支店長・代理店長はその代理人として金庫事務を分担することになったのである。

国庫金出納所の各地本金庫・支金庫に対する事務引継ぎ（現金残高の引渡しを含む）は、明治23年3月31日にすべて完了し、翌4月1日から中央金庫および全国48の本金庫と496の支金庫が金庫事務を開始した。また、4月1日以降の大蔵省預金局各種預金事務および保管金取扱いも金庫出納役に命じられたので、これらも各地の金庫で取り扱うことになったが、『明治大正財政史』は次のように記している。「斯くて従来複雑を極めし国庫出納機関は茲に始めて金庫なる唯一種の機関に統一せらるるに至れり。……国庫に属する現金は仮令如何なる機関を通じて収入せらるるも結局は金庫に収容せられ、又如何なる機関に依りて支払はるる

第2章 草創期の日本銀行

場合と雖も、其の現金は金庫に依り或は事前に於て此等の支払機関に交付せられ、或は事後に於て計算整理せらるるものにして、斯かる点よりして金庫は国庫金出納の中樞機関として国庫金を包括的に取扱ふ唯一の機関なりと云ふべし」と。ここに統一的な国庫制度が完成したと云うてよいであろう。

上に述べたように、金庫の事務はすべて日本銀行に委託し、政府は単にこれを監督するという国庫制度は委託金庫制度と呼ばれているが、大正11年（1922年）4月に預金制度に移行するまで32年間続いた。委託金庫制度のもとでは、本行は「金庫たる資格に依り、国家の一財政的機関として国庫金の保管・出納を司る」が、「其取扱に係る国庫金は直接に政府の所有に属し、日本銀行は之が保管・出納に就ては出納官吏の一種として会計法上の責任を負担し」たにとどまったことは見落としてはならない。換言すれば、国庫金は政府の寄託金として本行営業資金と厳格に区分保管され、それまでと同様、金融市場との流通は全く絶たれていたため、国庫金の受払いに伴い市中金融に少なからざる繁閑を招くことは避けられなかった。財政と金融の調整という本行創立目的の一つからいえば、委託金庫制度は中央銀行の機能を円滑に発揮させるためにはなお不備な制度であったといわざるをえない。

- (1) 本項の記述は、主として、大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』上巻、大蔵財務協会、昭和44年、第1期第3章第2節による。
- (2) 日本銀行保有資料『大蔵大臣令達』明治15年、16年。
- (3) 「日本銀行創業関係資料」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第10巻、大蔵省印刷局、昭和32年、附録）99～100ページ。
- (4) 上掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、昭和33年、1000ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (5) 前掲『大蔵大臣令達』明治15年、16年。
- (6) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年、388ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (7) 同上、551ページ。
- (8) 日本銀行「第二回半季実際報告書」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻、昭和31年）34ページ。
- (9) 三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』三井銀行、昭和32年、101～104ページ。
- (10) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第4巻、大正2年、546～547ページを参照。

2. 国庫・国債事務の取扱い

- (11) 詳しくは「郵便為替制度沿革史料」第1輯（郵政省編『郵政百年史資料』第16巻、吉川弘文館、昭和43年、所収）を参照。
- (12) 明治財政史編纂会『明治財政史』第10巻、明治財政史発行所、昭和2年、45ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (13) 同上、45～51ページ。
- (14) 同上、75～82ページを参照。
- (15) 同上、422～423ページ。
- (16) 差し当たり、松下芳男『明治軍制史論』下巻、有斐閣、昭和31年、第4篇第2章を参照。
- (17) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第4巻、656ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (18) 同上、726ページ。
- (19) 同上、341～350ページ。
- (20) 同上、746ページ。
- (21) 前掲『明治財政史』第1巻、大正15年、785ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた、以下同じ。
- (22) 鈴木武雄『財政史』東洋経済新報社、昭和37年、55ページ。
- (23) 前掲『明治財政史』第1巻、788ページ。
- (24) 「国庫金出納事務第一回報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻所収）671ページ。
- (25) 大蔵省編『明治大正財政史』第1巻、財政経済学会、昭和15年、821ページ。

(2) 国債事務の取扱い

本行開業時の国債事務取扱い⁽¹⁾

国債に関する諸般の事務を専掌する組織が大蔵省内に設けられたのは、明治5年（1872年）2月13日の負債取調掛に始まるが、内外国債に関する事務の繁忙化に伴い、翌6年7月17日に国債寮を設置し、10月10日、負債取調掛を廃止した。この国債寮は明治10年1月11日に廃止され、国債局が国債事務を専管することになった。

一方、地方における国債事務は、明治6年3月の太政官布告「新旧公債証書発行条例」により、各地方庁に公債掛を設けて取り扱わせたとを始まりとして、この公債掛が専ら担当していた。しかし、明治11年4月30日の布告第7号により「公

益ノ事業ヲ興シ物産繁殖ノ道ヲ開キ内外ノ商売ヲ盛ニスルタメ」起業公債を発行することになった際、その募集方法は一切大蔵卿に委任されたのを契機に銀行が国債事務を取り扱うようになった。すなわち、大蔵卿は5月1日に大蔵省布達甲第13号「起業公債証書発行条例」を公布し、起業公債の募集および元利金支払いの事務取扱いを第一国立銀行と三井銀行に委任した。

もともと、国債の募集・元利金の支払いといった事務の取扱い機関としては、銀行が最も適当であることはいうまでもないが、当初それらの事務を地方庁にゆだねていたのは銀行の未発達によるものであった。したがって、銀行制度の発展とともに、起業公債に関する事務が当時の有力銀行に委託されたのは当然であったが、そのことはまた、本行創立後は、国債事務の取扱いが次第に本行にゆだねられていくことを示していたといえよう。

国債事務取扱いの開始

明治16年12月28日、高崎から大垣まで中山道沿いの鉄道敷設・経営資金調達のため中山道鉄道公債を、また政府紙幣の交換・消却のため金札引換無記名公債を発行する旨の条例（布告第47号、第48号）が公布されたが、両公債ともその「元金償還利子払渡ノ事務ハ総テ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ」と定められた。翌17年1月23日、大蔵卿は上記2公債の募集ならびに元利金支払いに関する一切の事務取扱い方を本行に命じた。「是れ本行が国債事務を取扱ふに至りたる嚆矢」である⁽²⁾。

上述の1月23日付大蔵卿命令書の要点は次のとおりである。

- イ、中山道鉄道公債・金札引換無記名公債の取扱順序は日本銀行が定め、大蔵卿の認可を受ける。
- ロ、日本銀行は両公債の取扱い事務を判然区別して他業と混同してはならない。
- ハ、国債にかかわる現金は運転活用してはならない。
- ニ、両公債関係事務を各地の国立銀行・私立銀行等に代理させることができる。ただし、その代理約定は大蔵卿の許可を受けて定める。

中山道鉄道公債と金札引換無記名公債の事務取扱いを命じられた本行は、まず

中山道鉄道公債に関する事務の取扱い代理を各地の確実な銀行に委嘱することを決定し、代理銀行との約定案を作成して17年1月24日に大蔵卿の認可を得、横浜その他26か所に代理店を設置した。次に金札引換無記名公債については、2月25日付をもって横浜正金銀行（横浜）・三井銀行分店（神戸）・第十八国立銀行（長崎）に事務取扱いの代理を委嘱し、3月14日に大蔵卿の認可を得た代理約定をこれら銀行と締結した（約定期間は明治17年4月23日～19年4月22日）。また、大蔵卿命令書に基づき「中山道鉄道公債証書并金札引換無記名公債証書事務取扱順序」を制定し、7月1日、一部修正のうえ大蔵卿の認可を得、直ちに各取扱店に通達した。

中山道鉄道公債の発行手続きは17年1月23日に告示され、2月20日を応募締切日とされたが、募集額500万円に対し申込額は838万円に達するという盛況を呈し、5月13日に第2回募集（500万円、後1000万円に増額）の告示が、翌18年6月13日に第3回募集（500万円）の告示がなされた。金札引換無記名公債については、特に募集の期限を定めず、内外国人の申込みにしたがって随時証券を発行する方法が取られたが、明治19年までに東京・横浜において36口の申込みを見たにとどまったものの、その金額は793万円に達した。

ちなみに、明治17年4月、横浜在留のイギリス人 E. B. ワットソン (Watson) の申し出により、大蔵卿に経伺のうえ本行総裁は金札引換無記名公債を同人に売却する契約を締結した。その意図は、一時に多額（最高1000万円）の同公債を発行して外資の導入を図ることにあった。しかし、海外市場での発行条件の点で折り合いがつかず、本行総裁とワットソンとの約定はついに実ることなく終わった⁽³⁾が、吉原総裁がその後海外銀行業視察のため明治18年3月から12月までヨーロッパに出張したことを考え併せると、興味深いものがある。

国債事務取扱いの拡大

明治19年に入ってから、本行の取り扱う国債事務の範囲は一段と拡大した。まず同年6月15日、海軍軍備拡充費に充てるため海軍公債1700万円を発行する旨の条例（勅令第47号）が公布され、翌16日、大蔵大臣は本行に対し、中山道鉄道公

債証券条例に準拠して海軍公債に関する事務を取り扱うよう令達した。本行は同公債に関する地方事務代理店を中山道鉄道公債事務代理店に委嘱することにし、18日、各代理店との約定締結を行った。

次いで19年7月5日、大蔵大臣は、「大蔵省証券条例」(明治17年9月20日公布第24号布告)に基づく大蔵省証券の発行・元利金支払いに関する事務の取扱いを本行に命じた。もっとも、8月3日に、大蔵省証券を発行する際本行にその事務を取り扱わせる旨の大蔵省令第26号が公布されたのに伴い、同月24日、大蔵大臣の7月5日付命令書は改正された。⁽⁴⁾

さらに19年10月16日、年6%以上利付の既発内国債を償還整理するため整理公債(金利年5%、発行限度1億7500万円)を発行する旨の条例(勅令第66号)が公布され、同月19日、この条例に基づき整理公債取扱順序(大蔵省令第30号)が定められるとともに、大蔵大臣より本行に対し整理公債事務の取扱いを命ずる命令書が発せられた。

これより先、19年7月8日、大蔵省令第24号により、従来道府県庁において取り扱ってきた諸記名公債の元利金支払い事務は、11月1日からすべて本行本支店・代理店にこれを取り扱わせる旨が公示され、同日、大蔵大臣は上記省令に基づき、新公債・旧公債・金禄公債・金札引換公債の元利金支払い事務の取扱いを本行に命じた。この命令書に従い本行は「記名諸公債元利賦金払渡取扱順序」を制定し、9月13日に大蔵大臣の認可を受けたが、12月10日に至り、さらに秩禄公債・旧神官配当禄公債・一割利付金禄公債の未払元利金の支払い事務も、諸記名公債元利金支払いに関する7月8日の命令書に準拠して取り扱うよう命令された。これにより、既発記名式諸国債の元利金支払い事務はすべて本行が取り扱うことになった。⁽⁵⁾

内国債事務取扱いの集中

上述のように、国債元利金の支払い事務は地方庁の手から離れ、次第に本行に移ってきたが、さらに進んで国債の売買・譲渡等一切の事務を本行に取り扱わせることにすれば、地方庁の経費節減に資するだけでなく、国債所有者にとっても

便利であろうと考えられるようになった。こうして、明治21年11月7日に政府は勅令第73号を、同月14日に大蔵省令第14号・第15号を公布して従来の諸公債条例を改正し、国債利子・その支払期・償還年限・時効に関する規定を除き、元利金の支払い手続き、国債証書の売買・譲渡・消滅・紛失・汚損その他の取扱いは、22年1月1日から整理公債条例に拠ることに改めた。

これにより国債に関する取扱規程はほぼ統一されたが、21年11月13日、大蔵大臣は本行に対し「本月六日勅令第七十三号ヲ以テ諸公債証書条例改正相成候ニ付テハ、是迄道府県庁ニ於テ取扱ヒ来リタル事務ハ一切其行ヘ取扱ヲ命任」する旨を達した。この結果、内国債に関する事務は記名・無記名を問わずすべて本行の取扱いに帰することになり、本行は各種国債の事務取扱い方を詳細に定めた、6章95条から成る各種公債事務取扱順序を新たに作成し、12月5日に大蔵大臣の認可を得た。もっとも、起業公債のみは、その償還に至るまでしばらくの間、従前のように第一国立・三井両銀行に取り扱わせることにしたが、起業公債は明治25年10月31日までにすべて償還された。

その後、明治22年2月に会計法が公布され、翌23年4月から施行されることになったが、従来大蔵大臣から国債の取扱いにつき本行に令達された命令と多少抵触する所があった。加えて、これまでは国債が発行される都度、その事務取扱い命令書を交付するのを例としていたが、これらの命令書を統括して一つの命令書にまとめたほうが便利であると考えられた。このため23年3月29日、大蔵大臣は本行に「整理公債募集各種公債証書ノ管理及元利賦金仕払并大蔵省証券発行等ニ関シ従前命任セシ条件ヲ廢シ、二十三年四月一日ヨリ更ニ別紙ノ条々ヲ命任ス」⁽⁶⁾の旨を令達した。「別紙ノ条々」の要点は次のとおりであった。

- イ、整理公債・大蔵省証券・各種公債（金札引換公債・金禄公債・中山道鉄道公債・海軍公債等）の取扱いならびに元利金支払い事務を取り扱うこと。
- ロ、各種公債に関する出納は他の業務の出納と区別して取り扱うこと。
- ハ、本命任書により取扱いを委託する代理店は、大蔵大臣の認可を経たうえ、官報および5種類以上の新聞に広告すること。また、代理店との約定は大蔵大臣の認可を受けること。

ニ、本命任書により取り扱う整理公債・大蔵省証券の発行および各種公債に関する現金ならびに証書については、本行が一切の責任を負い、損失を生じた場合はこれを弁償すること。

また、会計法の制定に伴い国庫金の出納保管につき委託金庫制度が採用されるに至ったので、従来国庫金出納事務代理店に委嘱していた国債事務を分離することにし、23年4月1日、本行は諸公債募集・元利金支払い・記名証券の書換えおよび大蔵省証券発行・元利金支払い、その他臨時事務を取り扱わせるため、新たに京都ほか89代理店を設け、さらに各代理店の下に出張所を置き、代理店事務の取扱いを三井銀行その他の銀行に委嘱した。

なお、23年3月29日の命任書は、明治32年3月の「内国ニ於ケル国債事務取扱命任書」に改められたが、さらに明治39年4月の「国債ニ関スル法律」制定に伴い、同年6月の「国債事務命任書」に改められた。

本行の国債事務担当組織

前述のように、明治17年1月に中山道鉄道公債・金札引換無記名公債の事務取扱いを命じられ、本行は初めて国債事務を取り扱うに至ったが、本店における同事務の取扱いは中山道鉄道公債事務委員または文書局・株式局に担当させた。その後、政府の別段の命令による事務取扱いは国庫局に担当させることにし、明治19年2月25日、同局の分課分掌事務を新たに定めた際、国債課を設けて国債に関する事務（株式局担当の中山道鉄道公債・金札引換無記名公債事務を除く）を管掌させたが、翌3月1日、国庫局の各課を廃して第1課～第5課を置くことにしたのに伴い、国債事務はすべて第4課の担当とした。次いで、明治20年5月19日、国庫局事務仮規程の改正により再び分課組織が改められ、新設の債務課において各種国債の募集・証券の書換え・引換え・元利金の支払いおよび大蔵省証券の発行・元利金の支払いに関する事務を管掌することになった。

しかし、明治23年1月20日の本行組織の大改正に伴い、従来国庫局が担当していた国債事務は営業局第3課で取り扱うことに改められ、7月18日、本店における国債事務取扱いの細目を定めた「営業局第三課処務仮規定」が制定された。こ

2. 国庫・国債事務の取扱い

れにより本行本店の国債事務担当組織も一応確定し、26年9月1日の営業局分課の改正（3課制から2課制へ）により第2課が担当するようになったものの、明治37年9月1日に国債局が設置されるまで、国債事務は営業局が担当した。

- (1) 本項の記述は、主として、前掲『明治財政史』第8巻、昭和2年、20～24ページによる。
- (2) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第8巻、大正2年、34ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (3) 詳細は前掲『明治財政史』第8巻、493～494ページを参照。
- (4) 詳しくは前掲『日本銀行沿革史』第1輯第9巻、大正2年、1273～1279ページを参照。
- (5) 「日本銀行沿革提要」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、附録）154ページ。
- (6) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第8巻、36～40ページ。